平成２１年（フ）第３５１号
青森県八戸市大字妙字大開３番地89
債務者　内城　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
青森県八戸市吹上１丁目11番38号　光陽荘７号
債務者　松橋　　正
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
青森県八戸市吹上６丁目１番15号　富士美荘８号
債務者　山口　　恵
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３１７号
埼玉県桶川市大字川田谷4643番地の１
債務者　中村　久吉
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９２号
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1038番地　コーポカネヨシ206号
債務者　小池　正夫
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４１号
さいたま市南区根岸５丁目１番６号　星野方
債務者　星野　光基
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５３号
埼玉県川口市大字榛松625番地の１　ホープ榛松201号
債務者　清田　尚男
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８７号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　植竹団地13―309
債務者　吉澤志津子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９３号
さいたま市岩槻区愛宕町９番23―101号
債務者　鈴木　昭子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０１号
さいたま市見沼区東大宮４丁目27番地13　ハロービル202号
債務者　渡邉　知宏
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０５号
さいたま市見沼区東大宮３丁目２番地42　ペルレイ東大宮103号
債務者　山田　幸光
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２１号
埼玉県川口市西川口１丁目39番10号　西川口ガーデンハイツ301号、旧住所さいたま市北区植竹町１丁目151番地４　ＬＭ大宮公園302号室
債務者　平澤　育子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７１号
さいたま市桜区大字神田137番地　ヴァンベール浜崎Ⅲ103
債務者　金内　憲孝
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７９号
埼玉県北本市東間７丁目74番地５
債務者　葛西　真二
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８４号
埼玉県戸田市早瀬１丁目８番４号駒崎荘202号室
債務者　佐々木米一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８７号
埼玉県和光市下新倉２丁目49番15号　フレグランス和光101
債務者　竹中　美保
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９９号
埼玉県幸手市栄６番12―106号
債務者　本田　元造
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係